

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第11回総会

令和5年11月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年11月15日 午後2時40分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八 卷 靖 之
係 長	吉 田 安 孝
主任主査	後 藤 尚 子
主任主査	小野地 俊 介
農業振興調整官	荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和5年第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

2番 高橋 貢 委員

3番 寺島 智史 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第29号、農地法第3条許可申請 整理番号1を朗読後、説明】**

申請地は、譲渡人が所有している農地ですが、現在耕作は行われていません。申請人は県外居住であり、当該農地での耕作は不可能のため離農するということで、町内で農業を営む親類である譲受人に所有権移転を行うための申請です。

譲受人は、当該農地で桃を栽培する予定とのことですので、所有権を移転したとしても周辺農地への影響はないと考えます。

本申請については、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第3、議案第30号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、議事参与の制限の関係で整理番号2から14、20から39、41から60について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第30号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号2（所有権）、整理番号3から14、20から39、41から60（利用権）を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号2については、譲受人が所有する農地に近接した農地の所有権移転です。先日開催されたあっせん委員会において、会長職務代理及び農業委員立ち合いのもと双方で合意した案件です。

今回は、譲渡人の離農及び譲受人の経営規模拡大を理由とした所有権移転となります。農地取得後は、水稻及び桃の栽培をするということなので、農地取得による周辺への影響はなく、適切に農地が利用されると思います。

整理番号3から14、20から39、41から60の利用権設定については、すべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思います。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号2から14、20から39、41から60について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号2から14、20から39、41から60について、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号15から19については、4番 佐藤 親 委員が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

では、整理番号15から19について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第30号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号15から19 (利用権) を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号15から19について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号15から19は原案のとおり決定いたしました。

(4番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号40については、9番 浅野 国英 委員が設定人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(9番 浅野 国英 委員 退席)

会 長

では、整理番号40について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第30号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号40（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号40について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号40は原案のとおり決定いたしました。

(9番 浅野 国英 委員 入室し着席)

会 長 以上を持ちまして、11月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。令和5年第11回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時51分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人